

6 検討事項 (1) 中心市街地活性化法によるエリア(案)

中心市街地活性化法に位置付けるエリアの設定には、以下の3つの要件を満たす必要がある。

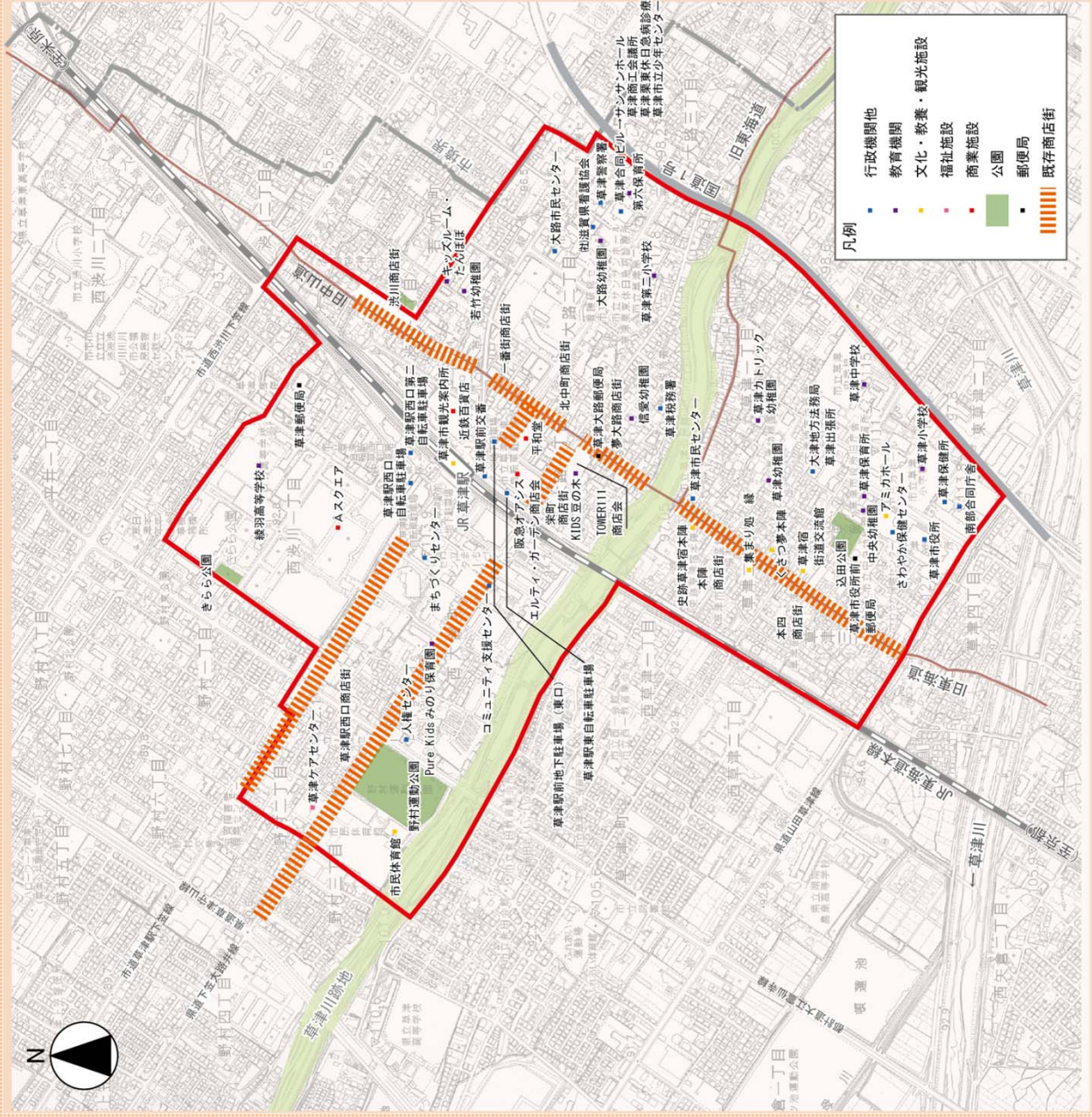
3つの要件

(1) 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

(2) 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

(3) 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的に一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(中心市街地の活性化
に関する法律より)



中心市街地活性化法によるエリア(166ha)